資料２

産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会
商標審査基準ワーキンググループの設置について

平成２４年５月
特　許　庁

１．目的

産業構造審議会知的財産政策部会第２５回商標制度小委員会（平成２４年２月開催）において、商標の審査基準については、商標を取り巻く状況や取引の実情に即したタイムリーな対応が求められるとともに、その検討にあたっては法律の専門家や商取引の実情に詳しい産業界の実務者のレベルでの詳細な検討が必要であることから、商標審査基準を審議する場として、商標制度小委員会の下にワーキンググループを設立することが適当とされた。

そこで、「商標審査基準ワーキンググループ」を設置し、商標審査基準の策定及び改訂に関する検討を行うこととする。

２．検討事項

商標審査基準に関して、法改正を伴う改訂事項や、商標制度ユーザーからの要望の強い案件について検討を行う。

当面は、商標審査基準の各項目のうち、国内外の周知な地名の取扱いをはじめとする審査基準の改定に関する必要事項について検討する。

なお、「新しいタイプの商標」に関しては、小委員会での議論の進捗状況により、制度のあり方についての大枠が決まり次第、順次検討を進める。